

## (別紙 1)

### 長野県食と農業農村振興審議会佐久地区部会委員公募要領

#### 1 趣 旨

農業農村振興に関する幅広い意見を農業振興行政に反映させるため、「長野県食と農業農村振興審議会」の佐久地区部会委員を公募します。

#### 2 募集人数

農業者 1名

消費者（食に関する知識や関心を持っている） 1名

#### 3 応募資格

- (1) 佐久地域（小諸市、佐久市、南佐久郡及び北佐久郡）に居住する方で、令和7年4月1日現在で満20歳以上の方
- (2) 佐久地域（小諸市、佐久市、南佐久郡及び北佐久郡）の農業政策に関心を持ち、今後の佐久地域の農業施策について、農業者又は消費者の立場から意見を述べることができる方
- (3) 年1回程度開催される審議会等に出席できる方

#### 4 任 期

2年間（令和7年7月から令和9年6月まで（予定））

#### 5 応募方法

- (1) 申込書に必要事項を記入し、「佐久地域の食と農業農村振興についての課題とそれに対する私の提案」をテーマとする小論文（400字程度。）を添えてお申込みください。
- (2) 応募は、郵送、持参のほか、ファクシミリまたは電子メールで受付けます。
- (3) 申込書と小論文は返却しません。

#### 6 募集期間

令和7年5月7日（水）から5月28日（水）まで  
（6月2日必着。郵送の場合は、当日消印有効）

#### 7 選考方法

- (1) 書類選考により委員を決定します。
- (2) 書類選考の結果は、6月上旬（予定）に応募者に通知します。

#### 8 応募先・問い合わせ先

〒385-8533 佐久市跡部6 5 - 1 佐久農業農村支援センター農業農村振興課農村振興係  
電話:0267-63-3147、ファクシミリ:0267-63-3308、電子メール:[saku-nosei@pref.nagano.lg.jp](mailto:saku-nosei@pref.nagano.lg.jp)

#### 9 その他

- (1) 委員には、長野県の規定に基づいて、地区部会出席の報酬及び旅費が支給されます。
- (2) 応募書類等の個人情報等は、選考の目的のみに使用します。また、長野県個人情報保護条例に基づき適切に取扱います。